

平成 23 年 2 月 9 日
独立行政法人国民生活センター

ご存じですか？ 共同購入型クーポンサイトに関するトラブル

インターネットのクーポンサイトで、他のユーザーと共同でクーポン券を購入すれば、通常よりも安い料金で商品やサービスの提供を受けることができるという、共同購入型クーポンサイトに関する相談が 2010 年 10 月ごろより寄せられ始めている。このサイトでは、決められた時間内に一定の人数がクーポン券を購入すれば契約は成立となり、割引のクーポン券を取得することができる（事前購入型クーポンサイトとも言われている）。しかし、一定時間内に最低販売数に購入枚数が届かなければ、契約は成立しないというシステムをとっている。

こうした共同購入型クーポンサイトが、現在、続々と開設されているが、トラブルの拡大を未然に防ぐため、早急に消費者に注意を呼びかける。

1. 主な相談事例

【事例 1】

共同購入型クーポンサイトから 12,000 円の中華料理のコースが 3,000 円になるという格安クーポン券を購入し、中華料理店に食事に行ったが、広告に出ていた写真と量や質等の内容が明らかに違う。量は少ないし、素材の質も悪く、広告に出ていたコース料理の写真と全く違う内容だった。納得いかない。

(2010 年 12 月相談受付、契約当事者：50 歳代、女性、自営・自由業、千葉県)

【事例 2】

共同購入型クーポンサイトを通じてエステのクーポン券を買った。通常では 6,000 円のコースを 2,000 円でサービスを受けられるとのことだった。購入後、予約を取ろうとエステ店に連絡すると「予約はいっぱいでできない」と言われた。共同購入サイトにも連絡しているが、返信がないため、エステの券を期限内に使用できそうにない。

(2010 年 12 月相談受付、契約当事者：年代不明、女性、職業不明、東京都)

【事例 3】

共同購入型クーポンサイトで居酒屋の飲み放題のクーポン券を 3 枚購入した。購入後、他のサイトでこの居酒屋に関する口コミを見ていると評判があまり良くなかったのでやっぱりやめたい。クーリング・オフできるか。

(2010 年 10 月相談受付、契約当事者：30 歳代、男性、給与生活者、東京都)

2. 消費者へのアドバイス

(1) 購入は慎重に

一度購入してしまうと返品できないことが多いため、自分が購入したい商品やサービスについて調べ、共同購入型クーポンサイトの利用条件等をよく確認してから購入すること。また、クーポン券には利用期限が決められているものもあるので、その場合には自分のスケジュールに十分な余裕があるか確認すること。

(2) 解約できないこともあるため、よく確認すること

インターネット上での取引は通信販売にあたる可能性があるが、通信販売についてはクーリング・オフによる契約の解除ができない。しかし、通信販売業者（サイト業者）が広告において、返品に関する表示をしていない場合には、商品等を受け取った日から8日を経過するまでの間、契約を解除できる（返品送料等は購入者負担）。

そのため、注文する前には返品対応や契約等の規定をしっかりと確認すること。

(3) トラブルにあったら消費生活センターに相談すること

こうしたトラブルにあった場合は、消費生活センターに相談すること。

情報提供先

消費者庁 政策調整課

<title>ご存じですか？共同購入型クーポンサイトに関するトラブル</title>